

ほんあづま 4 月号付録

1977年9月27日第三種郵便物認可 2017年4月10日発行（毎月10日発行）通巻第578号

教育勅語について

櫛本分署跡参考館

二〇一七年四月二日の「朝日新聞」社説に次のように載っている。

安倍内閣が教育勅語について「憲法や教育基本法に反しない形で教材として用いることまでは否定されない」とした答弁書を閣議決定した。

この決定に強い疑念を抱く。

「朕（明治天皇）」が、「臣民（国民）」に示した教えが教育勅語だ。

天皇と国家への服従を説き、国民を戦争へと駆り立てる役割を果たした。国民に批判の自由はなかった。（略）

教育勅語は終戦後の一九四八年、衆院で排除の、参院で失効の決議がされた。

参院決議がこう述べている。

「われらは日本国憲法にのっとり、教育基本法を制定し、わが国とわが民族を中心とする教育の誤まりを払拭し、真理と平和を希求する人間を育成する民主主義的教育理念を宣言した。教育勅語がすでに効力を失った事実を明確にし、政府は勅語の謄本をもれなく回収せよ」

今回の閣議決定は、この決議と真つ向から対立する。（略）

教育勅語は国民主権、基本的人権の尊重など現行憲法の基本原則と相いれない。子どもたちを教え、導く学校現場にふさわしい教材とは到底、言えない。

とあります。

教育勅語のことが問題になっている今日、三十五年前の『ほんあづま』（一九八二年八月号）に「教育勅語について」の一文がありましたので、四月号の付録といたしました。

教育勅語について

八島 英雄

近頃、教育勅語のことが非常に話題に上っておりまして、お道の者が、この教育勅語というものについて、どういう考えで処さなければならぬかということとを、じっくりと考えてみたいと思うのです。

まず一言で言つて、おふでさきでお教え下さつております教えと、教育勅語とは、教祖は国の方針はいかぬと言われるし、国のほうでは教祖を留置場に入れるほど対立する正反対の考え方だということを知承して、おいて頂きたいと思うのです。

教育勅語は、教祖が身を隠されてから出されていますが、この考え方による教育はすでに明治初年からのものでありますので、比較してみたいと思います。

まず、教育勅語を読んでみます。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國を肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹
ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心
ヲ一ニシテ世世厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我ガ國體ノ精
華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

爾臣民父母ニ孝ニ兄第二友ニ夫婦相和シ朋友相信シ
恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以
テ智能ヲ啓發シ徳器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ
開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇
公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キ
ハ獨リ朕力忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先
ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇
宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古
今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民
ト俱ニ拳拳服膺シテ咸其徳ヲ一ニセンコトヲ庶幾フ
明治二十三年十月三十日

睦仁

天皇
御璽

という判が押ししてあります。

これは私ども子供の頃、暗記させられたのです。しかし意味はあまり考えなかつたのです。

これを二つの段落に分けて意味を追っていきたいと思うのです。

第一段落は、「朕惟（ちんおも）うに」から「教育の淵源亦実に此に存す」までで、「朕惟うに」というのは、天皇陛下が思うのにはということ。以下訳しますと、

忠義で孝行で皆がけんかせず心を合わせてこの美しい世の有様をつくってきたのは、これは実はわが皇祖皇宗——天皇の先祖様が国を創めたときの精神がよろしかつたからである、だからその肇国の精神を教育の基本にして教えるというのが第一段であるわけです。

これをもう少し詳しく申しますと、「朕惟うに」と言つて教育の方針が定まることが実は問題なのです。

というのは教育というのは、宇宙の真理、人間の本性に基づいてやってくれないと困るのです。

まず最初の「朕」という呼び方ですが、これは当時は中国のほうが偉いと思つていたので、秦の始皇帝が自分のことを「朕」と呼んだので、その真似をして天皇陛下も自分のことをそう呼んだのです。

しかし、幾ら私はこう思うから、この教育をしろと言われても、水が上から下に流れるのじゃなしに、下から上に流れるものと思ひ込んで、それを教えてくれましても、これはちよつと困るのです。

やはり教育というのは、宇宙の真理に沿ひ、人間の本性にはずれていないことを教えないとまずいのです。私の思つたことをそのまま覚えろ、守れというのは私は神だぞ、私の言うことは正義だぞという態度なのです。

そう言うと、しかし、教祖は、教祖の言葉は神の言葉と言われたじゃないかと言うのですが、これは違ひなのです。

というのは教祖の場合には、中山みきが思つたことを正しいと言つて皆に押しつけ行なえと言つたのじゃ

ないのです。

中山みきという人間に天理——宇宙の真理が入り込んで神のやしろとして教えるというわけです。

中山みきという人は、四十一歳まではずいぶん間違ったことも教えたのです。けれども、四十一歳からは、これがお道の真理ですよと言って話したことは千に一つも間違いはないよ、人間の心は少しも混ってはおらぬよと仰せ下さっているのです。教祖としてお話し下さったお言葉は、全部宇宙の真理、神様の心しか話していないということなのです。

ですからお道の御神言と勅語とは根本的に違うのです。今私がこれから述べる教育勅語の解釈は、私の勝手な解釈ではなくて、杉浦重剛という学者が、昭和天皇陛下が皇太子のときに教育勅語の講義をしたその本を手に入れて、それに基づいて言っているのです。

実はこの教育勅語というのは天孫降臨のときの神勅と、橿原宮で即位の礼をあげたときの神武天皇の詔勅と呼応するように編さんしたものであります。

これは全面的に建国神話と結びついた勅語であるということをお考え頂きたいのです。

この天孫降臨というのは、実は身分差別の話でありまして、天照大神の孫といわれる「ににぎのみこと」を王（きみ）とすると「あめのこやねのみこと」をはじめとする、それに従う高天原から来た人たちが臣下であり、大八洲国（おおやしまくに）に暮らしていた人たちは民であるというようにはつきりと身分が分けられるのです。

さらにそれをさかのぼってつくられた国生みの神話においては、女神が先に声をかけたら骨なし子ができたということから、何でも男から先にやらなければいけないのだ、夫唱婦随でなければいけないのだという男女差別が教えられているのです。

そして八紘一字——いまだ知られざる遠い遠い国までをわが天皇の支配下に置こう、これをこれからの永遠の真理として天皇国家を推進しようというのですから、全くの侵略思想を国是としているわけです。

ここで「徳を樹(た)つること深厚なり」と言われるその皇祖皇宗の徳というのは、天つ神が、私の子孫は世界の支配者になるのだぞと言ってくれた、その天照大神の子孫につけてくれた徳のことを言っているのです。

現在、明治神宮で売っている口語文の解釈では、

「私は、私たちの祖先が遠大な理想のもとに、道義国家の実現を目指して、日本の国をおはじめになつたものと信じます」

となつています。

ここで道義国家と言っているのは、明らかに天照大神の子孫が世界の支配者になることを遠大な理想とした国のことを言っているのに、これが八紘一字と関係があることに全然触れておりません。

そして我が皇祖皇宗——天皇の先祖と、それに仕える爾(なんじ)臣民とは明らかに対立している存在であるにもかかわらずここでは「私たちの祖先が」と、全然対立しない一つのもののような印象を与える書き

方がされておりまして、巧妙なすりかえが行なわれているわけです。こういうのにごまかされると、教育勅語はいい教えだというようなことを言ってしまうのです。

教祖の教えと国の法律

第二段においては、「父母に孝に」から「世務を開き」までは、まことに結構な言葉が並んでいます。そのあとに「常に国憲を重んじ国法に遵(したが)い」となると、お道とちよつと合わないことになるのです。

これは国の根本方針を重んじて国の法律に従えということですが、教祖がなぜ日本の国の根本方針は間違いだと言いつつたかという、明治になつてから、日本の国の根本方針は肇国の精神だぞと言って大教院制度で教育をしたから、教祖は大和神社に文句を言いに行ったのです。

肇国の精神は八紘一字の精神であり、民族差別で侵略思想を教えているからいかぬというわけです。

ですから教祖は、法律があつても心定めが第一やで

と言われ、法を守ることは人だすけより大事なことではないと考えられたのです。

ところがもう一つ、対照的なのは、アメリカという国は二百年前に独立宣言に基づいて建国したのです。

それは、イギリスの王様があまりにひどい政治をやるので、君主ばかりを尊ぶ国から、一人一人の民を大事にする国をつくらうということで独立宣言をやったのです。

ですからアメリカというのは、建国の精神は、一人一人の人間を大事にしようという精神で、上に従えというイギリスと独立戦争をやった揚げ句、人民を大事にしよう国をつくらったわけです。つまりアメリカ根本方針はよろしいのです。

ところが実際を見ますと、ニューヨークの地下鉄は危なくて乗っていられないとか、ベトナムまで行って戦争をしかけてみたり、今度はフォークランドの紛争で、けんかさせておいて介入して石油の分け前にありつこうというようなことで、どうも今の方針はよろし

くないなあと思ってしまうのです。

けれども、これは現在のレーガン大統領がタカ派で戦争好きで人民を人とも思わない態度を示しているだけで、国の根本方針は、人民を大事にして国づくりをしようということですから、国憲を重んじることに抵抗がないのです。

ところが日本の国憲というのは、このように肇国の精神自体が、まず天皇が人民を支配し、その力を結集して諸外国まで支配しようという「国を肇むること宏遠に徳を樹つること深厚なり」というのが基本方針ですから、この基本方針は重んじてはいかぬということになるわけです。

従ってそれに基づいてつくられた法律は、守ろうと思っても無理な法律が多いのです。

その中で「克(よ)く忠に克(よ)く孝に」仲よくけんかもしない穏やかな民になっているのですから、日本は国が悪くて民はよっぽどいいということになるのです。これは国の指導者が教育するどころじゃなく

て、民のほうがよくばどいいのです。

そのあとに「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」という言葉が出てまいります。これがあまりにも戦争、戦争という宣伝でもって叩き込まれましたので、皆さん、この言葉に抵抗を感じているのです。

宗教家とか平和運動をやっている方、教育者の方が教育勅語の中でも、ここが一番悪いところだと言うのですが、これはちよつと勘違いじゃないかと思うのです。

というのは「一旦緩急あれば」というのは、非常のことが起こつたらということなのです。緊急の事態のときには勇をふるって皆さんのために働こうということとで、これは非常に結構なことだと思つたのです。

誰かがけがをした、自分はおしやれしてきたのだけれども、血に汚れるのもいとわずに一生懸命介抱したということも義勇公に奉じることに入っているのです。水門からチヨロチヨロ水がこぼれ始まった、水というのは流れ出すとすべてを破壊してしまふ、今のうち

に押さえろと言つて活躍したオランダの少年の話がありますが、一歩間違えば自分も流されるかもしれないけれども、自分のことを顧みず皆を守ろうとしたわけです。

また誰かがころんだ、車にひかれそうだ、その咄嗟のとき、自分の危険も考えず人を助けた、これも自分のためじゃなく、義勇公に奉じているわけです。

教祖が難渋をたすけ陽気づくめの世をつくるためには、二十五年命を縮めても言わなければならぬことがあるというのも一種の「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」なのです。

国の法律が間違つていて民をいじめているときには、自分の命も考えずに勇気をふるって皆のために働こう——これをいけないと言つたらちよつとおかしいのです。

これを戦争に結びつけ過ぎたから皆反感を持つてい

教育勅語の目的

問題はここから先でありまして、「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」というこの言葉なのです。明治天皇がこの教育勅語で教えたかったのは、この一言なのです。

その前にある「父母に孝に兄弟に友に」というのは、どこの国でも結構なのです。

もしもここに「もって難渋をたすけ、陽気づくめの世を実現すべし」と書いてあったら、これは非常に結構な教えになるわけです。

親を大切にし、兄弟も仲よくし、友達は信じ合って、夫婦仲よくして、そして難渋をたすけ、陽気づくめを実現すべしということになったら、私も結構なことですと言いたくなるのです。

問題はここの一言、以て天壤無窮の皇運を扶翼すべしなのです。

教育勅語の口語文訳として今右翼が宣伝しているものには、ここのと看事が見事に抜けていて、ごまかし

であるのです。天皇が父母に孝に兄弟に友にと教えたみたいになっているのです。明治天皇が教えたのは「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」のほうだったのです。

大体利害、意見が一致して、親子、夫婦、友達同士などが皆仲よくたすけ合える無事平穏なときには信仰などあってもなくてもかまわないくらいのもです。

親と子が意見が違って、どうしたらいいかということになったとき、信仰が問題になるのです。

そのとき、何に従うかという問題があるのです。

私が中学校のとき、毎日勤労働員で、工場で戦車を作っていて学校での授業などなかったのです。当時勉強できる所といえば軍の学校しかなかったのです。私は海軍兵学校を受けようと思いい父に話したのです。そして、そこへ座れと言われました。

そしてそこで「軍神だ、忠臣だと言っても、所詮は人殺しじゃないか、どうせなるなら医者になれ」と言われたのです。

それは「難渋をたすけ、もって陽気づくめの世を實現すべし」という信仰を父が持っていたから、国の方針よりも、わが身の出世よりも、それをやれと父は私に言ったのだと思います。それで私は軍の学校には行かなかったのです。

三国連太郎という俳優がいますが、あの人の経験はこれと逆なのです。

あの人は私みたいに軍国少年でなくて、物も読んで勉強したらしいのです。ですから、こんな戦争は間違いだ、こんな国の方針は間違いだと気がついていたものですから、兵隊に入隊ということになったとき逃げてしまった。

お母さんにはそのことを知らせたのです。私は人殺しはやりたくないから兵隊にはならない、出世できなくてもいいと言って逃げてしまったのです。

そしたら大陸に密航しようとした所に特高（思想警察）が待っていて、ポツと捕まってしまったというのです。

なぜ私が誰にも知らせずに逃げていたのに、待ちかまえていたように捕まってしまったのだらうと言ったら、お母さんがそのことを知らせていたというのです。明治の旅順攻撃のとき、「父母（ちちはは）は人を殺せと教えしや」という歌もよまれていますけれども、この教育勅語で教育されたお母さんは「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」のほうを大事にしましたのです。

迷ったとき、どの方針を選ぶか、どういう信念に基づいて生きるかを信仰と言うのです。ころんで縁起かつぐのを迷信と言うのです。

ですからこの教育勅語というのは、すべての努力を結集して、天皇が世界の支配者になることを助けよという教理を教えたものなのです。

教育勅語というのは、外国にはキリスト教とかいろいろ宗教があるけれども日本にはないから明治天皇がつくったのだというのは、そういう意味なのです。

「働く」とは、はたはた楽させること

そうなつてきますと、お道では、陽気づくめに進むのか八紘一字に進むのかというこの考えをきちんと持たないといけません。

人間が自分の下に支配する者を大ぜいつくりたいという考えを八紘一字と言うのです。

そういう点をはつきりさせるために、教祖は働くということでもむやみに働いてはいかぬと教えられたのです。

働くというのは、はたはた楽させることやでおっしゃったのです。これは大変なことなのです。

今までの伝統的な日本の教育では、要は民は働けばいいと教えたのです。働いて年貢を納めるのが民の仕事でありその納められた年貢を使うのが大君の仕事なのだ、お前つくる人、私受け取る人、使う人というのが君と民との間柄だったのです。

そしてこの君に仕えて民の働いたものを取り上げて、君から月給もらって暮らすのを臣下と言ったのです。

ですから民は何も知らぬでよろしい、ただ年貢を納めればいいのであって、その使い方にくちばしを掬(さしはき)むと打ち首だ磔(はりつけ)だというのが、御政道にくちばしを差し入れてはいかぬという昔の日本の教育だったのです。

それに対し教祖は、難渋をたすけ陽気づくめの世を実現するために働いて初めて値打ちがあるのであって、人を苦しめるために働いたのでは何の値打ちもないというように仰せ下されたのです。つまりよいか悪いかわからなければ働くなということなのです。

これをうっかりしますと、人にだまされて、とんでもない人に迷惑なことをしでかしてしまうのです。

軍人勅諭を鵜呑みにしたために、よいことと思つて世界じゅうを苦しめることをやってしまったのです。命をかけ自分の身を削つて人の苦しむことをやつてしまふのです。

それがいけないのだから、しつかり思案しなさい、はたはた楽させることが働くことなんですよ、人を苦

しめる働きはしてはいけませんと言われるのですから、日本の国の教育とは全然違うわけです。

そのあとに「是（かく）の如きは独り朕が忠良の臣民たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顕彰するに足らん」となっておりますが、これは、すべての能力を集集して天壤無窮の皇運を扶翼する者は、私の忠義な臣下であるだけでなくて、汝の祖先も私の奴隷であったのだから、私に仕えることは親の道を守る孝行にもなるんだよという、ずいぶん虫のいい孝行を教えたものなのです。

悲劇を生んだ言葉

次に第三段に入ります。「斯（こ）の道は実に我が皇祖皇宗の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所」というのは、これは肇国の精神に基づいてわが天皇の先祖が残した教えであって、私の先祖の仰せは臣民のお前たちもともに守るべきものなのだというわけです。「之を古今に通じて謬（あやま）らず」という言葉は、国生みの神話に基づくこの世の始まりから、天皇

が世界制覇を成し遂げるこの世の終わりまで、昔から現在、そしてこの先までも永遠に変わらない真理であるということですよ。

これを別な呼び方で悠久の大義と言ったのです。戦没学生の手記を見ると、肇国の精神とこの戦争目的を教えられた学生さんは、ほとんどがこの悠久の大義という言葉に非常に悩んでいます。

そしてそのあとの「之を中外に施して悖（もと）らず」という言葉が大変な悲劇を生んだのです。

天皇を神と仰いで絶対服従しろということは、日本民族だけではなしに、外国の民族に押しつけても間違いない真理なのだということを、鼻たれて意味もわからないときから暗記させられているのですから、いつの間にかそんな感じになってしまうのです。

ですから、朝鮮は日本の天皇の下に従うべきだと言って日本が占領しますと、そんな朝鮮の民族の苗字なんか使ってはいけない、日本の天皇（すめらみこと）の臣下としての皇民化をしなければいけないというよ

うなことを言いまして、苗字も取り上げ日本の苗字を使い、また朝鮮語は使つてはいかぬ、日本の文字を習えということ、私たちと一緒に成長した朝鮮の方の中には、日本語も朝鮮語も両方ともよく覚えられないで、文字はどっちも書けないという方も多いのです。

そのように言葉も苗字も奪つてしまつてもいいんだと日本人が思い込んだのは、この「中外に施して悖らず」という言葉を信じ込まされたからなのです。

また南京では、非戦闘員を大量に虐殺してしまつたのです。これは天皇の命令に服従しない者は、仇ども殺してよろしいのだ、これを中外に施して悖らず——これは日本人だけでなく外国人にも押しつけていいのだということ、少しも良心とがめずやつてしまつたのです。

ですから、なぜ日本人みたいな穏やかな優れた人たちがあんな異民族虐殺をやつてしまつたのだらうと世界の最大の不思議になつてゐるのです。

そして最後に「朕爾臣民と俱に拳々服膺（ふくよう）

して咸（みな）其徳を一にせんことを庶幾（こいねが）う」と書かれています。

つまり私も汝臣民も一緒になつて両手で胸に抱くようにこの教えを守つていきましようというのですから、何か平等な呼びかけみたいですけども、よく考えると、私は世界の支配者になる人、あなた方はそのために命がけで働く人、この間柄を大切に守ろうと言うのです。言いかえるとあなたつくる人、私食べる人というそのきまりを一緒に守ろうじゃありませんかということです。ですから、ずいぶん虫のいい「拳々服膺」なのです。こういう点も、よく目を開いて読まないという意味を取り違えてしまふのです。

こういうふう非常に偏つた考えで、偏つた国民をこれから育てようという目的でこれが編さんされてしまつたのであつて、これをつくつた人の原稿をちよつと調べてきたのですが、原文では「常に国憲を重んじ国法に遵い一旦緩急あれば身を以て国に殉じ以て天壤無窮の皇運を恢弘すべし」となつてゐるのです。ここ

では神武天皇の御東征のときの天業恢弘の文字をそのまま使つてありまして、全く建国の精神、八紘一字そのものをここでうたい上げています。

こういうふうにと考えると、全く一歩間違えたとんでもないことになると思うのは、お道の教理も、その説き方が非常に似ているということです。

もしも難渋だすけをして陽気づくめの世をつくろう、人間の高低をつけてはいけないという基本方針を忘れまして、お道の中でも先に道を聞いた者が兄の中の兄なのだ私は親なのだ、お前ら私の言うことに文句言うなというようなことになったら、これは全く八紘一字そのものなのです。

私が考えたことにお前ら批判するな、おつくしに紐をつけること要らぬ、何でもいいから、つくせ、運べ、こんなことを言い出したら「以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし」になってしまうのです。

戦前、教会で教育勅語を読んだ先生方は、この微妙な違いに気づかず、これはよいことだと言って教え

てしまったのです。

明治二十九年から敗戦のときまで四十年間、朝夕の「おつとめ」の前に必ず読まれた朝夕神拝祝詞には

「朝（あさ）な夕（ゆう）なに拝（おろが）み仕（つか）へ奉（まつ）らくを諾（うづな）ひ給（たま）ひて現御神（あきつみかみ）と大八洲國（おおよしまくに）知食（しろしめ）す天皇（すめらみこと）の大朝廷（おほみかど）を天壤（あめつち）の共（むた）無窮（とこしへ）に守（まもり）幸（さきは）へ給（たま）ひ」

とあり、私の小学校六年（昭和十六年）のときから、中学四年で敗戦になるまで朝夕「おつとめ」の祝詞のあとで読まれたのが、

辭別（ことわ）きて白（まを）さく八紘（あめのした）を掩（おほ）ひて宇（いへ）と為（な）し給（たま）はむ天（あま）つ大御業（おほみわざ）は彌（いや）益々（ますます）に伸（の）び恢弘（ひろ）る（ご）り —（中略）— 海（うみ）に陸（くが）

に空（そら）に射向（いむか）ふ寇等（あだども）
を速（すみや）けく攘（はら）ひ退（しぞ）け給
（たま）ひ四方（よも）の海（うみ）大御心（おお
みこころ）に事向（ことむ）け和（やは）して大君
（おおきみ）の高（たか）く貴（たふと）き大御稜
威（おおみいつ）を天下（あめのした）舉（こぞ）
りて仰（あふ）ぎ奉（まつ）らしめ給（たま）へと
恐（かしこ）み恐（かしこ）みも白（まを）す
という言葉でした。両方で約五分もかかる長さでした。
とにかく八紘一字を命がけで通れということを毎朝
毎晩、ずっと何年も聞かされてきた頭なのですから、
自分自身の頭から、間違った考え方を消すのに大変に
苦勞したのです。ですから当時の先生方が気づかずに
話すのもよくわかるのです。しかし、まぎらわしいか
らと言って取り違えたら、とんでもないことになるの
で、その点、いい加減にせず真剣に私たちは正してい
きたいと思えます。

この教育勅語は、敗戦になった途端に、これが世の

中を乱したもつてのほかのものであると言って、全部
学校から回収させ、それにかわって教育基本法ができ
て一人一人の人間を大切に守っていかうということに
なりました。

しかし現在、八紘一字でもう一度軍備をし天皇をか
つぎ出そうとする人たちが国会で多数を占めたために、
教科書をいじり、戦争の悲惨さを教科書から一掃する
という締めつけを今やっており、原爆の写真も載せな
くしようとしています。

けれども戦争の悲惨さを教えないということは大変
重大なことなのです。

戦争により昭和になってから三百万人が死んだのだ
と言うと、十五年かかって三百万人と思うのですが、
実は敗戦の一年前の昭和十九年、二十年というこの一
年間の世界の戦争による死亡者というのは、昭和以前
の過去千年間の戦死者総数より多いのです。それほど
戦争は悲惨さを増しているのです。

その悲惨さも教えずに、戦争で利権を取ろうと考え

ている少数の人間が、再び国民を楯にしようとしている姿をよく見きわめて通るためにも、この教育勅語の本質というものはつきりとつかんで進まないといけないのではないかと思うのです。

「ほんあづま」一九八二年八月号（No 162）より

櫛本分署跡参考館

立教一八〇（二〇一七）年四月十日 発行
〒六三丁〇〇四 奈良県天理市櫛本町三〇七一
TEL 〇七四三二六五―四九〇二